

小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、本町内に移住しようとする者の住宅の賃借に係る費用の一部に対し、予算の範囲内において交付する小豆島町移住促進家賃等補助金（以下「補助金」という。）について、小豆島町単独町費補助要綱（平成18年小豆島町告示第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 小豆郡外で3年以上在住した後、小豆郡内に転入し、本町に住民登録がある者
- (2) 定住 本町内に永住し、又は相当期間、生活の本拠地を置くこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす移住者とする。

- (1) 本町に進学、転勤その他一時的な居住でなく、定住する意思があること。
- (2) 本町に住民登録をした時点で年齢が満65歳未満であること、かつ、補助金の申請時に世帯の構成員（当該補助対象者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）1名以上が就労していること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯、その他の公的家賃補助を受けていないこと。
- (4) 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- (5) 補助対象者が属する世帯構成員に暴力団等の反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。
- (6) 世帯構成員が、町税、その他の本町に納付すべき金銭を滞納していないこと。
- (7) 世帯構成員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 世帯構成員が、小豆島町東京圏UIJターン移住支援事業補助金を受給していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、本町内に定住しないことが明らかであると町長が認める者は、補助金の交付対象としないことができる。

(補助対象費用等)

第4条 補助金の交付の対象となる費用は家賃及び初期費用（礼金、仲介手数料及び家賃支払保証料をいう。以下同じ。）とし、次の各号に該当するものとする。

- (1) 補助対象者が契約者となり、賃貸借契約をした本町内に所在する住宅の家賃であって、補助対象者が本町に転入した日の属する月の翌月から起算して24月目までの期間に支払いを完了したもののうち、第6条の定める交付の申請があった年度（以下「申

請年度」という。)の4月分から3月分までの月毎の家賃

(2) 補助対象者が本町に転入した際に契約者となって締結した本町内に所在する住宅の賃貸借契約に基づき、支払いを完了した初期費用

2 本町に住民登録をした直前に小豆郡土庄町に住民登録のあった移住者については、前項第1号の「本町に転入した日」を「小豆郡内に転入した日」に読み替えて適用し、同項第2号は適用しない。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる住宅の賃貸借に係る家賃及び初期費用は、補助金の交付の対象としない。

(1) 定住促進住宅を除く公的賃貸住宅及び世帯構成員が勤務する事業所の社宅若しくは寮

(2) 世帯構成員の3親等以内の親族が所有し、又は経営する賃貸住宅
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第4条第1項第1号又は同条第2項により補助対象となる月毎の家賃(管理費、共益費及び駐車場使用料等を除く。)から世帯構成員が勤務する事業所等から支給される住宅手当を除いた金額の2分の1の額と20,000円のいずれか低い額とする。

(2) 第4条第1項第2号により補助対象となる初期費用の合計額の2分の1の額と60,000円のいずれか低い額とする。

2 前項各号の方法により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 第3条の定める補助対象者で補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本町に住民登録した後5か月以内に小豆島町移住促進家賃等補助金交付申請書(様式第1の1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 申請者の戸籍の附票(日本国籍を有する場合)

(2) 賃貸借契約書の写し

(3) 誓約書(様式第2号)

(4) 納税証明書(前住所地のもの)

(5) 在職及び住宅手当支給証明書(様式第3号。個人事業主の場合は個人事業の開業届出書又は所得税の青色申告承認申請書の写し)

(6) その他町長が必要と認める書類

2 第3条の定める補助対象者で前項の申請を行った次年度以降も継続して補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、小豆島町移住促進家賃等補助金交付申請書【更新】(様式第1の2号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 賃貸借契約書の写し(変更があった場合のみ)

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) 在職及び住宅手当支給証明書(様式第3号。個人事業主の場合は個人事業の開業届出書又は所得税の青色申告承認申請書の写し。変更があった場合のみ)

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、小豆島町移住促進家賃等補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきでないものと認めるときは、小豆島町移住促進家賃等補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請書の内容に変更が生じたときは、小豆島町移住促進家賃等補助金変更申請書(様式第6号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請により補助金の額又は補助金の交付対象となる期間を変更することと決定したときは、小豆島町移住促進家賃等補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 交付決定者は、次に掲げる期限までに小豆島町移住促進家賃等補助金実績報告書兼請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。ただし、当該期限については、その日が小豆島町の休日を定める条例(平成18年小豆島町条例第2号)第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の翌日までとする。

(1) 4月分から9月分までは申請年度の10月20日

(2) 10月分から3月分までは申請年度の翌年度4月20日

(額の確定等)

第10条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、小豆島町移住促進家賃等補助金確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知し、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、小豆島町移住促進家賃等補助金交付決定取消等通知書(様式第10号)により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき

(2) 交付決定後の事情の変更により第3条第1項各号に掲げる要件を満たさないことが判明したとき

(3) 第3条第2項の規定に該当すると認めるとき

(4) 賃貸借契約を解除し、本町から転出したとき

(5) その他町長が必要と認めるとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 町長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条と第8条の適用については、令和4年4月1日以降に申請した者に対し適用し、同日前の申請については、なお従前の例とする。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条と第5条の適用については、令和6年4月1日以降に転入した者に対し適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例とする。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条、第5条の適用については、令和6年12月1日以降に転入した者に対し適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例とする。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条と第9条の適用については、令和8年3月1日以降に転入した者に対し適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例とする。